

# 「山口宇部空港二次交通情報発信業務」仕様書

## 1 業務名

山口宇部空港二次交通情報発信業務

## 2 業務概要

空港利用者や山口県に関心を持った方に対し、山口宇部空港エバンジェリストを活用し、観光情報を絡めて二次交通の利用方法等の情報を発信することで、県内移動に係る利便性を向上させるとともに、来県者及び二次交通の利用者増加を図る。

## 3 取組方針

- ① 情報発信のターゲットは、二次交通の主な利用層となる首都圏在住者を主とするが、家族の帰省等で一定の利用が見込まれる県民に向けた情報発信も実施することとする。
- ② 首都圏在住者向け情報発信については、主に山口県に興味を持った方を対象に二次交通の手段や利便性、運行エリアの観光情報を伝える内容とする。
- ③ 県民向け情報発信については、空港利用者の割合が高い40代以上の男女をメインターゲットとした方法・内容とする。

## 4 委託予定期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 5 業務の内容

### (1) 広報物の作成

#### ① 広報物の内容・種類

ア WEB掲載用画像データ 5点程度

項番	サイズ	容量	掲載予定箇所	内容	納期	
1	縦 350×横 726	1 MB 程度	山口宇部空港 HP	LINE 登録促進	7/19 (金)	
	正方形	指定なし	県、空港関連 SNS			
2	縦 350×横 726	1 MB 程度	山口宇部空港 HP	HP アクセス欄の リニューアル告知		
	正方形	指定なし	県、空港関連 SNS			
3	委託者より指示					
4						
5						

## イ PR用動画の企画制作

項目	内容
制作数	3本
制作テーマ	二次交通の利便性訴求、運行先の魅力紹介
動画の種類	<p>いずれも山口宇部空港エバンジェリストを活用したものとする。</p> <p>①山口県簡易マップ+二次交通 PR 30秒程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口県の簡易マップを表示し、山口宇部空港発の二次交通網を表示</li> <li>交通手段の紹介+二次交通利用の呼びかけ</li> <li>山口宇部空港アクセスページへ誘導</li> </ul> <p>②山口県観光紹介+二次交通 PR 3分程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次交通の運行先の魅力を紹介（主に山口宇部空港エバンジェリストが実際に訪れた場所とする）</li> <li>山口宇部空港アクセスページへ誘導</li> </ul> <p>③山口宇部空港公式LINEアカウント入会促進 30秒程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LINEアカウント新名称と入会促進キャンペーンの紹介</li> <li>山口宇部空港利用促進振興会総会（7/23 予定）で放映</li> </ul>
制作の流れ	<p>▼シナリオ・絵コンテ等の作成 動画制作の骨子となるシナリオ等を作成。</p> <p>▼動画の撮影・編集・校正 前ステップを基に動画の撮影及び編集を行い、完成版納品日の1週間前までに試写用映像を提出。※確認及び校正を受けること。</p> <p>▼完成版動画の納品 試写用映像の修正及び変更等を行い、完成版動画を納品。</p>
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成。
納期	<p>①②7月末</p> <p>③7月12日(金)</p>

### 【制作における留意点】

- ・撮影前に、委託者とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の校正は、撮影まで随時行うこととする。
- ・制作テーマに合わせ、実写やイラスト、アニメーション等を用いながら、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画を制作すること。
- ・キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画は令和7年3月31日までインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、動画投稿サイト)や山口宇部空港デジタルサイネージ等への掲載を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けること。
- ・なお、動画の内容や起用する人物等については、委託業者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

#### ウ ノベルティの企画制作

- ・首都圏イベント等で来場者に配布するためのもの
- ・イベントの内容に応じて制作有無を協議
- ・県内特産品やエバンジェリスト関連 等

その他、必要な広報素材が発生した際は双方協議の上、対応するものとする。

#### ② 広報資材の作成データの納品

- ・企画・制作した広報資材（ア、イ、ウ）の成果物について、データを納品
- ・納品方法やファイル形式、サイズ等は都度委託者が指定

#### ③ 発送及び仕分け

- ・制作した広報資材を送付する際は、指定された送付先へ必要個数を仕分け、納品

### (2) WEB 広告等掲載

- ・[5(1)]で制作した動画の閲覧及び山口宇部空港 HP アクセスページに誘導するため、内容及びターゲットに応じて、効果的な媒体を選択し、SNS やテレビ広告等を実施する。
- ・SNS 広告等の実施後、実施効果（表示回数、クリック数等）を測定・分析し、県に報告する。
- ・なお、広告の実施媒体や実施回数等については、委託業者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

### (3) 首都圏イベント等における情報発信

#### ① イベント内容

首都圏で開催される下記条件を満たすイベントにおいて、情報発信を実施

- ・高い情報発信効果が見込まれるもの
- ・山口宇部空港エバンジェリストが出演予定のもの

#### ② 情報発信の方法

- ・開催内容に応じて双方協議のうえ決定  
…ノベルティ配布やブース出展、山口宇部空港エバンジェリストによる紹介等

### (4) 山口宇部空港関連行事におけるエバンジェリスト出演

#### ① 山口宇部空港利用促進振興会総会／令和6年7月23日予定

- ・ビデオレターでの出演
- ・動画③と同内容を可能とする
- ・動画の内容、形式、時間は双方協議のうえ決定
- ・可能な限りメディアに取り上げられるよう、広報に協力すること

#### ② 定期利用者累計3,000万人セレモニー（仮称）／令和7年1月予定

- ・現地もしくはビデオレターでの出演
- ・出演時間や対応等は双方協議のうえ決定
- ・可能な限りメディアに取り上げられるよう、広報に協力すること

## (5) 山口宇部空港公式 LINE アカウントの入会促進

### ①入会促進キャンペーンの実施

- ・LINE アカウントの入会を促すキャンペーンを実施する
- ・期間中（試運用期間含む）に入会・応募した方に対し、抽選で10～20名程度に県内特産品等を贈呈する
- ・期間や賞品等、詳細は双方協議のうえ決定
- ・振興会総会で放映する動画[5-(1)-①-イ]にて紹介することとする

【参考】令和6年度目標入会者数：1,000（令和6年5月15日時点：330）

### ②当選者に対する賞品送付

- ・厳正な抽選のうえ当選者を決定し、賞品の送付を実施する。

## 6 費用の負担区分

本業務履行に係る一切の費用を受託者が負担するものとする。

本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、賞品の送料及び契約費用等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

## 7 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

## 8 留意事項

### (1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ・各行事の開催にあたり、委託者や山口県における事前報道（1週間前予定）に際しては受託者にて掲載承諾を取得することとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

### (2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

### (3) 映像出演者の了承

- ・SNSや山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。

### (4) その他

- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。